



報道発表資料の配信日時 10月24日 (月) 14時 00分

発表項目 (行事名)	北海道留萌合同庁舎消防総合訓練の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道留萌合同庁舎において、消防総合訓練を行いますので、次のとおりお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>■留萌合同庁舎消防総合訓練</p> <p>1 日時 令和4年10月31日 (月) 10時00分～10時30分</p> <p>2 内容 別添のとおり</p> <p>3 その他 避難訓練終了後、消火器訓練を行います。(5名程度)</p>		
参考	※当日は訓練用の非常ベルやサイレン音が鳴りますので、あらかじめご留意願います。		

報道(取材)に当たってのお願い	留萌振興局における消防総合訓練の取組みについて、広く道民に周知していただきたいので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	留萌振興局総務課 (担当: 中島、西) TEL ダイヤルイン 0164-42-8402 (2100、2113)		
-------------	--	--	--

北海道留萌合同庁舎消防総合訓練計画

訓練日時 令和4年10月31日（月）

訓練場所 留萌合同庁舎及び正面駐車場

1	北海道留萌合同庁舎消防訓練開始	10:00
2	火災発生（4階 食堂）	
3	火災発見通報（火災報知器作動・総務課へ通報）	
4	非常放送（現場確認）	
5	火災確認	
6	自衛消防隊初期消火活動（屋内消火栓・消火器）	10:05
7	火災確認・報告・消火活動援助	
8	火災警報発令・非常放送（避難命令）	
9	消防署への通報	
10	避難及び誘導	
11	自衛消防隊退避	
12	非常放送（防火戸閉鎖）	10:12
13	避難完了報告（避難誘導班担当者→自衛消防副隊長→自衛消防隊長）	10:20
14	講評（留萌消防組合）	10:20
15	訓練終了挨拶（自衛消防隊本部長（工藤局長））	10:25
16	訓練終了（解散）	10:30

令和4年度北海道留萌合同庁舎消防総合訓練実施要領

1 訓練の目的

消防法第8条及び北海道留萌合同庁舎消防計画に基づき、北海道留萌合同庁舎（以下「庁舎」という。）における不時の災害に際し、特に人命の安全並びに災害の被減を図るため、職員に対し、避難方法、避難用設備及び消防設備の使用方法を周知させ、併せて防災思想の普及と高揚を図ることを目的とする。

なお、訓練は、新型コロナウイルスに備える観点から訓練対象者の範囲及びマスクの着用等に留意しながら実施することとする。

2 訓練想定

庁舎4階食堂調理場から出火。

当該課職員による消火器及び自衛消防隊による屋内消火栓を使用した初期消火にもかかわらず、炎上したため、庁内職員及び来庁者を避難させるとともに、公設消防隊（留萌消防署）の出動を要請したと想定する。

3 訓練の実施体制

別紙1「北海道留萌合同庁舎消防総合訓練実施体制」のとおり

4 実施年月日

令和4年10月31日（月） 10時00分（出火）～ 10時30分（解散）[予定]

5 訓練対象庁舎

北海道留萌合同庁舎

6 訓練対象者

- (1) 北海道留萌合同庁舎に勤務する職員のうち、新採用職員及び今年度異動してきた職員
- (2) 各課等の火気取締責任者
- (3) 北海道留萌合同庁舎の各施設に勤務する者のうち、希望する者

訓練対象人員 約120人（昨年120人）

※各課等の(1)と(2)の人数の合計が3人以下の場合、3人になるように職員を選出する。

7 訓練項目

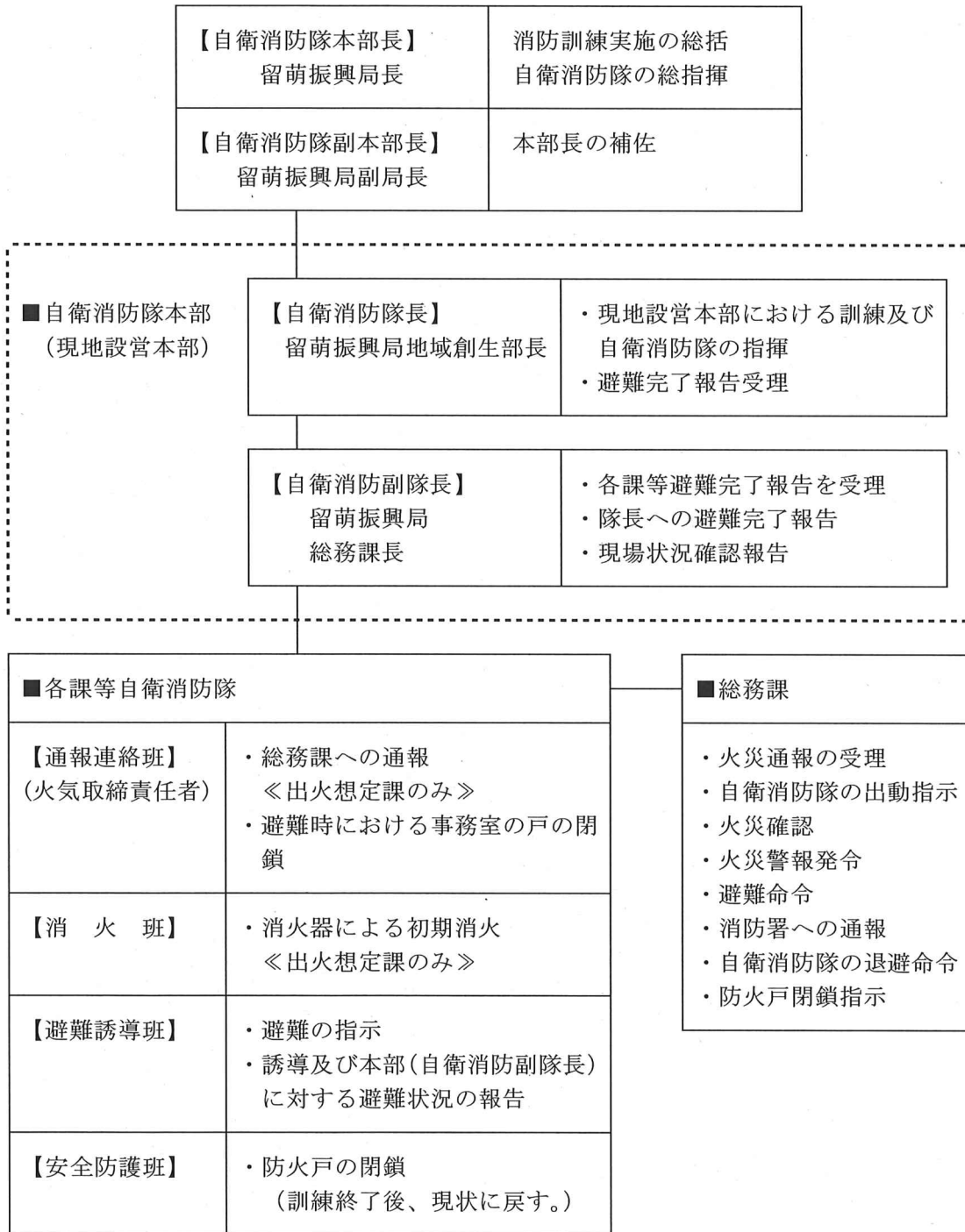
- (1) 通報連絡訓練
- (2) 初期消火訓練
 - ア 消火器による消火（噴射せず）
 - イ 屋内消火栓による消火（放水せず）
- (3) 避難誘導訓練
 - ア 放送設備等による避難誘導訓練
 - イ 来庁者の避難誘導訓練
 - ウ 防火戸操作訓練
 - エ 避難完了報告訓練

8 実施方法

- (1) 出火想定時間 10時00分[予定]

- (2) 出火想定場所 庁舎4階食堂調理場
 - (3) 避難先 庁舎正面駐車場
 - (4) 避難完了報告先 庁舎正面駐車場（自衛消防隊本部設置）
 - (5) 雨天時の対応 避難場所を変更して実施する（別紙2「雨天時訓練要領」による）
- 別紙1

北海道留萌合同庁舎消防総合訓練実施体制



雨天時訓練要領

1 訓練対象者

各課等で自衛消防隊に定められた次の者を対象とする。

- (1) 北海道留萌合同庁舎に勤務する職員のうち、新採用職員及び今年度異動してきた職員
- (2) 各課等の火気取締責任者
- (3) 北海道留萌合同庁舎の各施設に勤務する者のうち、希望する者

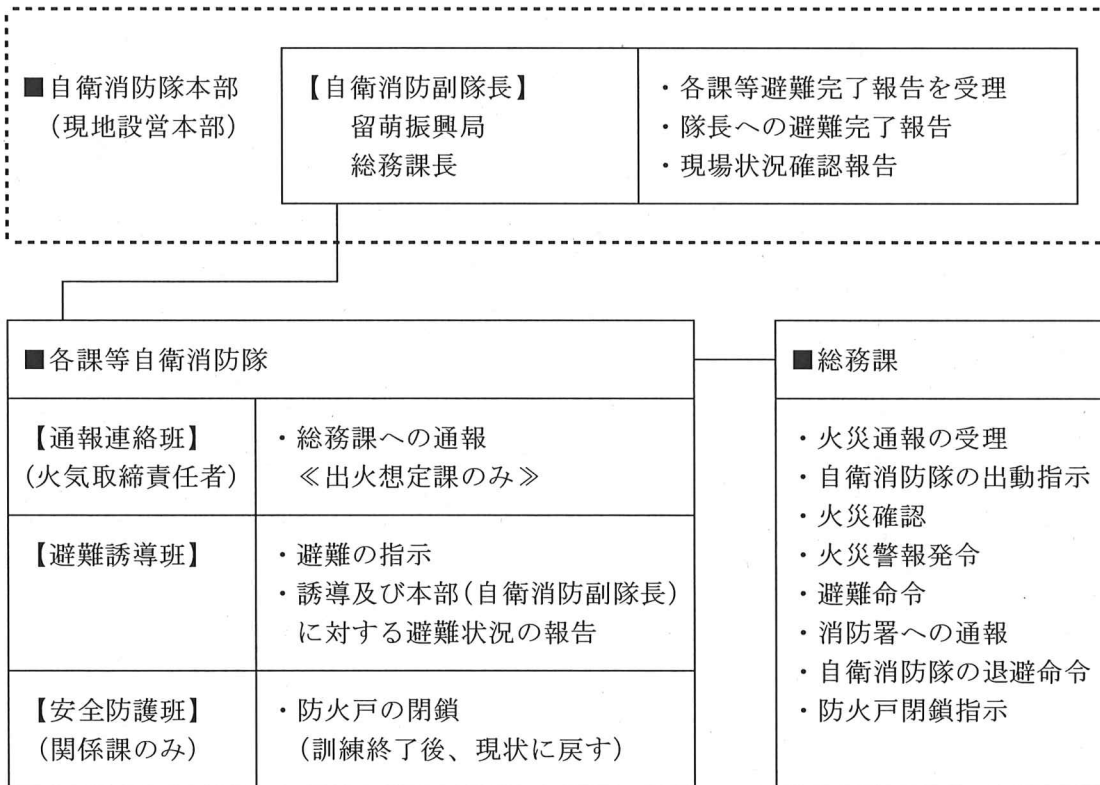
※各課等の(1)と(2)の人数の合計が3人以下の場合、3人になるように職員を選出する。

2 実施方法

雨天時においても通常時と同様の訓練を行うが、避難場所は2階講堂とする。

- (1) 出火想定時間 10時00分[予定]
- (2) 出火想定場所 庁舎4階食堂調理場
- (3) 避難先 庁舎2階講堂
- (4) 避難完了報告先 庁舎2階講堂（自衛消防隊本部設置）
- (5) 消火器操作訓練 庁舎玄関付近の軒下

3 訓練の実施体制



4 雨天時訓練の判断、連絡

雨天の場合、当日の午前9時に実施方法を総務課で判断し、各課等へ電子メールにより周知する。

避難訓練に当たっての注意事項

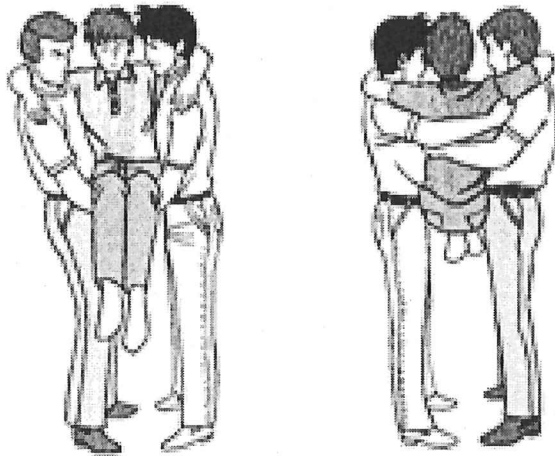
- 1 避難時は、笑顔・雑談等は慎み、真剣に取り組むこと。
- 2 危険防止のため、スリッパ・サンダル履きでの避難はしないこと。
- 3 身体に障がいのある人の避難を最優先とし、課（室）内の職員が責任を持って避難を介助する。（あらかじめ分担を決めておく）
※身体障がい者に係る避難要領は、別紙「身体障がい者避難要領」のとおり
- 4 非常階段は、混雑するので怪我のないように注意し、玄関から避難場所までは、駆け足で行動すること。
- 5 避難場所での喫煙は禁止する。
- 6 来客中の場合は、できるだけ協力をお願いするが強制するものではないこと。
- 7 防寒に十分注意すること。
- 8 貴重品の管理については、十分注意すること。
- 9 できるだけ執務に影響が出ないよう、各課（室）に保安要員を置くこと。
- 10 訓練終了後は、速やかに執務に戻ることに。
- 11 新型コロナウイルス感染予防のため、マスクを着用するなど、感染拡大防止策を講ずること。

身体障がい者避難要領

身体に障がいのある人（以下、「身体障がい者」という。）の避難については、次のとおり行うものとする。

- 1 避難はすべてのものに優先するものとし、特に階段においては、十分に注意すること。
- 2 所属課等の職員の協力のもと、身体障がい者を除いて最低限3人1組となり、1階ホールまで降りる。その後、車椅子等を使用し避難場所まで移動する。
- 3 3人の内1人は、車椅子等を1階ホールまで搬送する。
- 4 他の2人は、一方の手で身体障がい者の背中を支え、他方の手で膝の後ろに回して互いに手首を握り合い持ち上げる。（下図参照）
- 5 所属課等の職員に余裕がある場合は、適宜介助者を交替するものとする。

【上記4に係る搬送方法】



北海道留萌合同庁舎消防訓練においては、身体障がい者の訓練参加は任意とする。
なお、参加の態様は次のとおりとし、各自選択する。

- ・避難命令により、所属課等の職員の協力のもと避難を行う。
- ・訓練開始前に、あらかじめ庁舎1階ホールに待機し、避難命令により、他の一般訓練者とともに避難場所に移動する。
- ・保安要員として、所属課等に残る。